

平成19年6月24日(日)から

「1日あたりのATMご利用限度額」を

変更させていただきます。

現在当庫では、カードの盗難・偽造等による被害に備えて、ATMによる1日あたりのお引出し限度額の上限を100万円に制限させていただいております。今回、**生体認証機能付ICキャッシュカード**の発行開始に伴い、さらに安全性を向上させるため、**平成19年6月24日(日)**より、**ご利用限度額の上限を以下のように変更させていただきます。**

【 1日あたりのATMご利用限度額 】

お取引		生体認証機能 対応ATM	生体認証機能 非対応ATM
お引出し	生体認証カード	200万円	
	ICカード、 磁気カード	50万円	
お振込み	生体認証カード	200万円 (1回あたりの上限は100万円です)	
	ICカード、 磁気カード		

生体認証カード : お客様が生体(指静脈)情報登録を済ませられたICキャッシュカード
ICカード : お客様が生体(指静脈)情報を登録される前のICキャッシュカード
磁気カード : ICチップを搭載していない従来のキャッシュカード

ご希望により口座ごとにお取引限度額の変更が可能です。

・「お引出し限度額」については、**上記範囲内での変更**となります。

・「お振込み限度額」については、**引上げ引下げとも可能**となります。

お手続きをご希望のお客様は、通帳・お届け印・本人確認書類をご持参のうえ、お取引店窓口へお申し出ください。

なお、お申し出がない場合、1日あたりのご利用限度額は**上記金額**となります。

高岡信用金庫